

## ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行) ☆お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい☆

### 1、本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

### 2、募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、当社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。 (2)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含まれます。（以下「最終旅行日程表」といいます。）

### 3、お申込条件

(1)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。

(2)お客様は旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動する時は、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

(3)他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社で判断する場合はお申し込みをお断りする場合があります。

(4)この旅行にお申し込みをされる場合、ご参加者全員の氏名、住所、ご自宅又は携帯電話のご連絡先をお申し出いただきます。（個人情報の取り扱いは、第16項をご確認ください）

### 4、旅行のお申込み及び契約成立時期

(1)旅行のお申し込みはお電話にて受付いたします。

(2)旅行契約は、お客様が不利となる恐れが無い場合に限り、お申込み時に契約が成立するものとします。

### 5、旅行代金の適用

1歳のお子様より大人・小人同料金となります。

### 6、旅行代金のお支払

旅行代金はホテルのフロントでお支払いください

### 7、旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃料金、サービス料、旅行取扱料金及び消費税等諸税

(2)これらの料金はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

### 8、旅行代金に含まれないもの

上記に記載された以外のサービスは旅行代金に含まれません。その一部を例示致します。

(1)コースに含まれない交通費、飲食代、施設利用料等の諸費用及び個人的費用。

(2)ご希望者の未参加されるオプションプランの料金等。

### 9、旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

### 10、お客様による旅行契約の解除

(1)旅行開始前の解除

お客様はいつでも次に定める取消料（お一人様につき）をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することが出来ます。

(2)旅行開始後の解除

お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

### 11、取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。

契約解除される場合の取消料	
旅行契約解除の日	取消料
宿泊当日（旅行開始前日）、旅行当日	旅行代金の50%
無連絡参加、旅行開始後の解除	旅行代金の100%

### 12、当社による旅行契約の解除

(1)旅行開始前の解除

ア.当社は次にあげる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

(a)あらかじめ明示した参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

(b)お客様の病気、その他の事由により当該旅行に耐えられないと認められるとき。

(c)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または円滑な運行を妨げる恐れがあると当社またはバス会社が認めたとき。

(d)お客様の人数が最少催行人員に満たないとき。

(2)旅行開始後の解除

ア.当社は次にあげる場合において、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

(a)お客様の病気、その他に事由により当該旅行に耐えられないと認められるとき。

(b)お客様が、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

(c)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になったとき。

### 13、当社の責任

(1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社の故意または重大な過失により、お客様に損害を与えた時はその損害を賠償する責に任じます。

(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られたときは、前項の責任を負うものでは

ありません。

ア.天災地変、戦乱、暴動またはこれらの生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ.運送機関等のサービス提供の中止提供の中止またはこれらの生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

ウ.官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

エ.自由行動中の事故

オ.盗難

カ.運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、路線変更又はこれらによって生じる旅行行程の変更・目的地滞在時間の短縮

### 14、お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社の損害に賠償しなくてはなりません。またお客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨をスタッフ等もしくは当社に申し出なければなりません。その場合は下記へご連絡願います。

TEL 0278-72-3200

### 15、国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

### 16、個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

### 17、その他

(1)お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物の紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じた時には、その費用をお客様にご負担いただきます。

(2)集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。

### 18、旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は2019年3月20日となります。

#### 旅行企画・実施

株式会社 I & P マネジメント

所在地：群馬県利根郡みなかみ町相俣248番地

電話番号：0278-66-1151

登録番号群馬県知事登録旅行業 第2-490号

旅行業務取扱管理者 原澤 寛

(一社)全国旅行業協会正会員